

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和5年度札幌市保育センター運営業務
発 注 課	子) 施設運営課
選 定 事 業 者	一般社団法人札幌市私立保育連盟
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、保育士の専門性と質の高い人材確保の観点から、保育の質の向上を図ることを目的としている。</p> <p>現状、保育所等の運営はその多くを社会福祉法人等が担っているが、保育の実施責任は市にあることから、研修等の基本方針は市が策定し、委託により実施している。</p> <p>研修事業の実施にあたっては、本市の基本方針を踏まえるとともに、保育所等の現状を踏まえた今日的な問題や保育関係者の間で関心の高いテーマを、保育所活動の実情等を知悉している事業者が自ら選択し、企画立案することが研修効果を高める上では不可欠である。そのような研修を行うことが可能なのは、保育所活動の振興及び社会福祉向上を目的として設立され、市内の大部分の認可保育所等で組織された（一社）札幌市私立保育連盟（以下「本事業者」という。）のみである。</p> <p>なお、本事業者は、保育現場におけるリーダー的職員の育成や、教育・保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修の実施主体として北海道または本市から認定を受け、数多くの研修を企画している実績があるため、研修事業に係るノウハウを十分に有している。それとともに、日頃から保育所等と連絡を取り合っていることから、研修の実施に関する連絡調整をスムーズに行うことも可能であり、それらの点からも本事業の効果的な運用が期待できる。</p> <p>調査研究室の管理運営については、研究室が本事業者の本部事務室と隣接しており、本部の事務職員が利用者への対応を含めた調査研究室の管理運営を兼務することができることから、専属の管理者を置く必要がなく、他の事業者と比較して低廉な費用で管理運営を担うことが可能である。</p> <p>以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは当該事業者以外にはないと判断されるため、地方自治法第234条第2項の規定及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本事業者から見積書を徴して随意契約することが妥当である。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和5年1月16日